会計年度任用職員（保育所看護師）令和８年度募集案内（令和９年１月１日採用）

１　応募資格

次のすべての要件を満たす方

(1) 正看護師免許を有していること。

(2) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。
※欠格事由については申込書で確認してください。

(3) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）の施行の日から採用までの間において同法第２条第８項の特定性犯罪事実該当者でないこと。

(4) 採用後、同法に基づきこども家庭庁に戸籍情報を提出することができること。

２　職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

保育園での勤務経験がない方も歓迎します。病院やクリニック等での経験を生かして働いていただけます。業務内容については職員がサポートします。

① 医療的ケア児の健康観察、医療的ケアの処置
② 保育所における医療的ケアの知識やスキルに関する情報の発信補助
③ 医療的ケア児に関する他機関との連絡、調整補助
④ 園内における保健・衛生等に関する業務等
⑤ 産休明け児の健康観察
⑥ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

(2) 勤務条件

勤務場所	洋光台第二保育園（磯子区洋光台 4-12-14、JR 洋光台駅徒歩５分）
勤務日	月～土曜日のうち週４日勤務（週 30 時間勤務）
	国民の祝日、１月１日、１月２日及び１月３日を除く
勤務時間	８：３０～１７：００（休憩時間１時間を含む。） ※業務の都合により、７：００～１９：００の間の 7.5 時間勤務でシフト勤務になる場合があります。 ※勤務日や勤務時間についてご希望がある場合は、お気軽にお問い合せください。
給与	月額 261,700 円 ※令和８年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 通勤費用（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の２に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月 31 日まで
（上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大４回））

３　募集期間

令和８年 11 月４日から令和８年 11 月 20 日まで

４　募集人員

１名

５　応募方法

次の必要書類を、令和８年 11 月 20 日（郵送は必着）までに以下に提出してください。
提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 会計年度任用職員申込書（第１号様式）
(2) 誓約書
(3) 正看護師の免許状の写し
(4) 作文用紙（原稿用紙１枚から１枚半（400 字から 600 字まで））
　テーマ「保育園勤務の看護師として大切にしたいこと」

【提出先】

・郵送の場合
　〒235-0016　横浜市磯子区磯子３－５－１
　磯子区役所　こども家庭支援課　市立保育園採用担当　行
・窓口持参の場合 ※受付は、平日８時 45 分～17 時に限ります。
　磯子区役所　こども家庭支援課（磯子区総合庁舎　５階 52 番窓口）

６　選考方法等

(1) 書類選考　（令和８年 11 月下旬　結果通知予定）
(2) 面接選考　（令和８年 12 月８日から令和８年 12 月 11 日までの間の指定日に実施予定、
　令和８年 12 月中旬　結果通知予定）
(3) 健康診断　採用後に健康診断を受診していただきます。
　（日程は別途連絡）

７　合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

８　個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。また、人材確保の観点から、応募状況等を踏まえ、応募された区役所こども家庭支援課のほか、他の区役所こども家庭支援課にも氏名及び連絡先を共有させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

さらに、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

９　特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
・犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者と判明した場合は、合格・採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については別紙参照条文をご参照ください。

１０ 申込・問合せ先

磯子区こども家庭支援課　（担当）高橋、山崎
TEL：045-750-2476
Mail：is-gakkorenkei@city.yokohama.lg.jp